

### (3) その他

定義 図書館法第3条で定められる図書館資料として位置づけられたものではないが、それらを補完または代替するもの

種類

- 1 オンラインデータベース
- 2 電子書籍

種類

収集基準

オンラインデータベース

各資料を補完または代替するものとして評価やサービスに定評のあるものに留意する。

電子書籍

原則として「図書収集基準」に準拠し、日本十進分類法（NDC）の全類を対象にする。  
電子書籍の特性である音声データを含んだ資料にも留意する。